

豊中市『文化芸術振興助成金』募集案内 (クラウドファンディング枠)

豊中市では、市民活動の発展に資するため、市内で行われる文化芸術事業を支援します。

※令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までに実施する事業が対象です。

【クラウドファンディング枠とは】

クラウドファンディング助成金は、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した助成金の枠です。ふるさと納税型クラウドファンディングとは、助成対象団体が提案する事業ごとに、本市がふるさと納税の寄附対象先として当該事業を指定し、寄附者から広く寄附を募るものです。

ふるさと納税型クラウドファンディングにかかる経費および助成金は、本クラウドファンディングで集まった寄付金を財源とします。集まった金額が助成金として活用されますが、一部手数料が差し引かれます。

申請の流れは、一般枠と同じです。一般枠と同様に審査も行います。詳しくは次ページ以降をご覧ください。

- 助成金額は、助成対象経費の全額で、100 万円以上の事業に限ります。
 - 集まった金額によって、交付する金額を決定します。
 - 交付決定された助成金全額を事業実施にご使用いただく必要があります。助成金額が目標額に満たなかった場合も、事業は実施してください。
※やむを得ず事業変更等が生じるときは、事前に魅力文化創造課にご相談ください。
 - 助成金の交付は清算払いとし、実績報告後になります。
 - また、やむを得ない理由により、最終的に未助成金額が発生した場合は、市の基金に積み立て、市の同様の事業に活用する場合があります。
 - クラウドファンディングのページ作成にご協力いただきます。
(掲載する文言、写真等の提供をお願いします。)
 - クラウドファンディングプラットフォーム
豊中市寄附サイト <https://toyonaka-kifu.jp/aid/>
決済手数料：1%
寄附募集期間：最大 3 ヶ月間
募集形式：金額達成型（目標金額に到達したらクラウドファンディング終了）
- 【返礼品について】
寄附者に対する返礼品は原則できません。



豊中市寄附サイト
(参考)

以下2つのコースから1つをお選びください

A. 子どもが文化芸術活動に参加する機会・環境の充実を図る事業

- 子どもたちが主役となることができる取組み
- ワークショップなどによる参加型の取組み
- 子どもの発達段階に応じた効果的な取組み
- 上記のような取組みの担い手の人材育成や活動基盤強化をめざす取組み など

B. 文化芸術の新たな魅力や価値の発見をめざす事業

- 福祉分野など、芸術以外の異なる分野との協働、またはその内容を入れた取組み
- （音楽と美術など）文化芸術の様々なジャンルを組み合わせた取組み
- ホール等既存の演奏会場以外に、古民家など地域性豊かな会場の積極的な活用を試みる取組み
- 上記のような取組みの担い手の人材育成や活動基盤強化をめざす取組み など

募集期間：2025年2月3日（月）から3月5日（水）17:00 まで（必着）

助成金交付の流れ

日程（予定）	申請者	市及び審査部会※
上記募集期間内	対象者や対象事業の確認 →p3 助成金額や対象経費の確認 →p4 書類をそろえて応募 →p5	
2025年3月中旬		一次審査（書類審査）※ →p6
2025年3月末ごろ		一次審査結果通知を送付
2025年4月中旬	二次審査（公開プレゼン審査）※ →p6	
2025年4月末ごろ		交付／不交付決定通知を送付 →p6
交付決定後～2026年3月31日まで	クラウドファンディング実施→p7 事業実施 →p7	
2026年3月31日まで	実績報告 →p8	
実績報告より約2週間後		交付額確定通知を送付 →p8
交付額確定通知より2週間以内	交付請求 →p8	
交付請求より約1か月後		口座振込
2026年5月ごろ	事業報告会・交流会 →p8	

※審査は専門家等で構成する豊中市文化芸術振興助成金審査部会が行います。

■助成の要件

1. 助成対象者（団体・個人）

次の（１）～（３）を満たしていることが条件です。

- （１） 行政が事務局に参加していない団体であること。（行政機関が事務局に対して予算や人的支援等を行っていないこと。）
- （２） 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団又は暴力団員及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体でないこと。またはそれらの団体の構成員の統制下にある団体又は個人ではないこと。
- （３） 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと。

※団体・個人の事務所を有する場所や活動拠点は問いません。

※団体の法人格の有無は問いません。また、学生団体も応募できます。

※申込者（代表者）が未成年である場合は、保護者の同意を得たうえでお申し込みください（別途同意書が必要です）。

2. 助成対象事業

次の（１）～（９）の条件をすべて満たしていることが必要です。

- （１） 文化芸術基本法（平成 29 年法律第 73 号）第 8 条から第 12 条までに規定する文化芸術分野の推進に資するものであること。
- （２） 助成対象団体又は個人が本市内において自ら実施する事業であること。
- （３） 営利を目的としない事業であること。
- （４） 関係法令に適合する事業であること。
- （５） 助成金の交付の決定を受けた日から助成対象年度内に実施する事業であること。
- （６） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする行為をしない事業であること。
- （７） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした行為をしない事業であること。
- （８） 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業であること。
- （９） 市の他の制度による助成を受けない事業であること。

3. 助成金額等

クラウドファンディング助成金	助成対象経費全額で、100万円以上の事業に限る。
----------------	--------------------------

※千円未満切り捨て。原則、課税対象となります。

- (1) チケット代収入や広告料収入、市以外からの助成金、寄附金、当日の物販収入など事業実施に伴う収入は、助成金に優先して、助成対象経費の支払いにあてるものとします。このため、助成金額は、助成対象経費から、これらの収入を控除した額の範囲内となります。
- (2) 交付決定は、評価が上位のものから順に予算の範囲内で行います。クラウドファンディング目標金額は内容を審査したうえ、申込額より減額することがあります。
- (3) 実際に交付される助成金額は、事業実施後の実績報告から算出し、交付決定額を上限として確定します。
- (4) クラウドファンディング終了後、市より交付額決定通知書を送付します。

4. 助成対象となる経費

当該事業の実施に直接必要となる以下の経費で、**2025年度中**に支出するもの。ただし、会場の予約に必要な前払の使用料等、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りではありません。

経費区分（費目）	内 容
人 件 費	外部スタッフアルバイト料など
謝 礼 金	講師・専門的立場の方・出演者への謝礼など
旅 費 交 通 費	出演者等への旅費や滞在費、コインパーキング等駐車場代、高速料金など
消 耗 品 費	材料費、事務用品、コピー代など
広 告 宣 伝 費	チラシ・ポスターなどのデザイン、印刷、ホームページのバナー広告代など
支 払 手 数 料	銀行への振込手数料など
通 信 運 搬 費	郵送代、切手代、作品運搬費など
保 険 料	事業実施に係る保険料など
使用料及び賃借料	会場使用料、機器レンタル料、作品借料など
委 託 料	警備や会場設営、ごみ処理を業務依頼する場合など (企画自体の外部委託は認められません)
そ の 他 の 経 費	その他事業実施に必要な経費で市長が特に認めるもの

※助成対象経費は消費税及び地方消費税を除く金額としてください。

※次のような経費は対象外となります。

- (1) 事務所の管理費など団体運営のための経常経費
- (2) 助成対象事業以外の事業等と共通する経費
- (3) 販売を目的とする物品にかかる経費
- (4) 固定資産や備品購入にかかる経費（レンタル等料金より高額なものや、経常利用するもの）
- (5) 飲食費（打合せ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかないなど）
- (6) 会場使用料等のキャンセル料に該当するもの
- (7) 領収書等により支払いが確認できないもの
- (8) その他、社会通念上公費を支出することが適切でないと判断されるもの

■申込み

5. 必要な書類等

◆申込みには、次の書類等の提出が必要です。

1	豊中市文化芸術振興助成金 交付申込書	様式第 1 号
2	豊中市文化芸術振興助成金 交付申込事業 計画書	様式第 2 号
3	豊中市文化芸術振興助成金 交付申込事業 予算書	様式第 3 号
4	活動歴	様式なし
5	申込団体の役員名簿（役職名・名前・住所が分かるもの）（※団体のみ）	
6	申込団体の定款、会則その他これらに類するもの（※団体のみ）	
7	構成団体一覧表（※複数の団体で申込む場合）（※団体のみ）	
8	本人確認ができるもの（マイナンバーカード、旅券、運転免許証等の写し） 法人においては、上記に加え法人が発行した身分証明書も必要です。	

その他、必要と認める書類を提出してもらうことがあります。

6. 受付期間・場所

申込みは、豊中市 都市活力部 魅力文化創造課（豊中市役所第一庁舎 5 階）へ、必要な書類を持参するか、郵送またはメールもしくは電子申込システムにて送付してください。

7. その他

- （1） 申込みは、1 組につき、1 事業に限ります。（同一の申請者でも、別事業であれば、一般助成金とクラウドファンディング助成金の重複申込みは可）
- （2） 同一の事業についての助成は、3 回を限度とします。

■審査

8. 審査について

(1) 一次審査（書類審査）

次の4項目（公益性、地域への効果性、実現可能性、発展性）について審査しますので、交付申込書等の記載については、各項目を盛り込んだ内容としてください。

審査対象項目	配点	内 容
1 公益性	20	○「A. 子どもが文化芸術活動に参加する機会・環境の充実を図る事業」として、人材育成につながるものか。又は「B. 文化芸術の新たな魅力や価値の発見をめざす事業」として、効果が期待されるものか。
2 地域への 効果性	40	○参加者が文化芸術に親しみ、感性を育むことができるものか（効果性） ○独自の視点での発想や創意工夫が見られるか（独自性） ○事業モデルとして優れ、先駆的な取り組みであるか（先駆性） ○事業について広く市民に周知し、参加者を募る工夫がなされているか（普及性）
3 実現可能性	20	○安全配慮等も含めて、実施体制は整っているか ○事業実施に必要な知識・経験があり、事業計画及び資金計画が適切であるか
4 発展性	20	○今後の市における文化芸術の発展に寄与することが期待されるものか ○財政面や人材面の確保に取り組み、自立安定的な実施が見込めるか

(2) 二次審査（公開プレゼンテーション）

第一次審査を通過した申込者による公開プレゼンテーションを行いますので、必ず参加してください。不参加の場合は、辞退されたものとみなします。詳細は個別に通知します。

※第一次、第二次の各審査において採点結果が50点未満の場合は、順位に関わらず不交付とします。

■交付決定

9. 交付の決定と通知

(1) 審査後、助成金の交付・不交付を申込者に文書で通知します。

(2) 交付決定にあたり、条件をつける場合があります。

◆市からの通知文書

1	豊中市文化芸術振興助成金 交付決定通知書	様式第4号
2	豊中市文化芸術振興助成金 不交付決定通知書	様式第5号

申込みの取り下げ

交付決定通知書を受けた申込者は、その内容（交付決定額や交付条件など）に不服があるときは、申込みを取り下げることができます。その場合は、通知を受けた日から30日以内に、書面（様式第7号）により、市に申し出なければなりません。

10. 決定の変更等

助成金の交付決定後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、決定の全部又は一部の取り消し、もしくは決定の内容やこれに付した条件を変更することがあります。

■クラウドファンディング

11. クラウドファンディングの実施

豊中市寄附サイトにて、クラウドファンディングを実施します。必要な資料や記載内容等のやり取りは、個別で行います。※期間は最大３か月間です。クラウドファンディングの期間中に事業実施をしてもかまいません。

12. クラウドファンディング終了後

クラウドファンディング募集の終了後に交付金額を決定し、文書で通知します。

◆市からの通知文書

1	豊中市文化芸術振興助成金 交付額決定通知書	様式第6号
---	-----------------------	-------

■事業の実施

13. 事業の実施

- (1) 交付決定を受けた申込者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定事業にかかわる収入・支出に関する帳簿や書類（領収書、レシート等）を常に整備し、助成対象年度の翌年度以降10年度の間保存してください。紛失や宛て名がないなどの不備がある場合は、助成対象経費と認められないことがあります。
- (2) 市は、助成金が事業計画や交付の条件に従って使われるよう、交付決定団体に対して助言や点検（検査）をすることがあります。

14. 事業計画の変更

- (1) 交付決定後に、申込事業の計画や予算を変更する必要がある場合は、変更内容についてあらかじめ必ず市に相談してください。
- (2) 市に相談後、変更の手続きをする場合は、必要書類を提出してください。
- (3) 市は、計画等の変更について認めるかどうかを決定し、交付決定団体に文書で通知します。

◆事業計画等の変更に必要な書類

1	豊中市文化芸術振興助成金 交付決定事業（計画書/予算書）変更申込書	様式第9号
---	-----------------------------------	-------

◆市からの通知文書

1	豊中市文化芸術振興助成金 交付決定事業変更決定通知書	様式第10号
---	----------------------------	--------

■事業実施後

15. 事業の実績報告

- (1) 交付決定者は、事業の完了後 30 日以内に、市に実績報告書等を提出してください。ただし、30 日を経過する日が 2026 年 3 月 31 日を超える場合は 3 月 31 日が提出期限となります。
- (2) 市は、実績報告書等に基づき、助成対象経費等について精査します。
- (3) 助成の金額を確定し、交付決定団体に文書で通知します。

◆実績報告に必要な書類

1	豊中市文化芸術振興助成金 実績報告書	様式第 12 号
2	豊中市文化芸術振興助成金 交付決定事業決算書	様式第 13 号
3	出納簿（収入、支出を発生順に記載した帳簿）	様式第 14 号
4	領収書（レシート可）の原本と写し（原本は、写しと照合後に返却） 交付決定団体が支払った金額、支払い年月日、支払い理由、領収者の名前・住所が記載されているもの ※出納簿と領収書は番号を付けて、対応するように作成してください。	様式なし

その他、必要と認める書類を提出してもらうことがあります。

◆市からの通知文書

1	豊中市文化芸術振興助成金 交付額確定通知書	様式第 15 号
---	-----------------------	----------

16. 助成金の交付請求

交付決定団体は、交付額の確定通知書を受けた後に、市に助成金の交付を請求してください。（通知を受け取った日から 2 週間以内に提出してください。）

◆請求に必要な書類

1	豊中市文化芸術振興助成金 交付請求書	様式第 16 号
---	--------------------	----------

17. 事業報告会への出席

事業の振り返りと参加者同士の交流を図るため、交付決定団体の代表者等は、本市が行う事業報告会に出席して実施の報告を行ってください。

18. 交付の取消し、助成金の返還

次の場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (2) 交付決定の内容、決定に付した条件等に違反したとき
- (3) 助成金の全部または一部を使用しなかったとき
- (4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき
- (5) 実績報告書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でないと判断したとき
- (6) その他特別の必要が生じたとき

申込書類のダウンロードは豊中市ホームページを参照してください。

豊中市 文化芸術振興助成金で検索。

豊中市 都市活力部 魅力文化創造課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第一庁舎 5 階）

電話 06-6858-2494／ファクス 06-6858-3864

電子メール bunka@city.toyonaka.osaka.jp

市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>